

最高デジタル責任者補佐官の設置に関する要綱

令和3年6月14日 企画調整局 局長（DX担当）決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市においてデジタル技術やデータを活用した業務プロセスの効率化・生産性の向上により市民サービスの改革・市民の利便性向上を進める『DX（デジタルトランスフォーメーション）』を着実に推進するため、企画調整局 局長（DX担当）（以下「最高デジタル責任者（CDO）」という。）を補佐する、最高デジタル責任者補佐官（以下「CDO補佐官」という。）の設置に必要な事項を定めるものとする。

（CDO補佐官の所掌事務）

第2条 CDO補佐官の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) DX推進施策の立案及び実施に関する助言及び支援
- (2) DX推進体制の構築及びデジタル人材の確保・育成に関する助言及び支援
- (3) 各局室区のDX推進に関する指導及び助言
- (4) 前各号に掲げるもののほか、最高デジタル責任者（CDO）が必要と認める事項に関する助言及び支援

（任期）

第3条 CDO補佐官の任期は、1年以内で最高デジタル責任者（CDO）が定める期間とし、再任を妨げない。

（報酬及び費用弁償）

第4条 CDO補佐官に対する報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号。以下「報酬等条例」という。）の定めるところにより、行財政局と協議し決定の上、支給する。

- 2 報酬等条例別表の規定によりCDO補佐官に支給する報酬の額は、職務を行う日1日につき34,200円（その日において職務を行う時間が4時間30分以下であるときは、17,100円）を超えない範囲で行財政局と協議の上、決定する。

（服務及び懲戒）

第5条 CDO補佐官の服務及び懲戒に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第9条の規定に基づく地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第15条及び第16条の定めるところによる。

（職務に係る庶務）

第6条 CDO補佐官の職務に係る庶務は、企画調整局デジタル戦略部において処理する。

（守秘義務）

第7条 CDO補佐官は、その職務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（施行細目の委任）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画調整局デジタル戦略部長が定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、行財政局と協議して最高デジタル責任者(CDO)が決定する。

附 則

この要綱は令和3年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。